

処 分 の 名 称	充てん設備の変更の許可
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号）第 37 条の 4 第 3 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 2 第 1 項及び第 37 条の 4 第 2 項</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号）第 64 条</li> </ul>
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 17 日通商産業省告示第 127 号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成 31 年 3 月 15 日 20190308 保局第 5 号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 2 月 25 日 20210203 保局第 1 号）</li> </ul>
標準処理期間	20 日